

配置販売業取扱い品目一括指定要領

1 要旨

配置販売業の取扱い品目について、配置販売業者が、富山県、奈良県、滋賀県および佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳（以下「台帳」という。）に収載されている品目を一括指定申請した場合は、台帳に収載されている全ての品目（追加分については、各県から送付があった時点）を次の2に定める範囲において台帳ごと一括指定するものとする。

なお、前記各県の台帳に収載されていない品目については、従来どおり品目ごとに指定を行うものとする。

2 一括指定の範囲

富山県、奈良県、滋賀県および佐賀県の台帳に収載されている品目とする。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 昭和36年2月1日付け厚労省告示第16号「配置販売品目指定基準」別表に掲げる以外の有効成分を含有する品目および同表に掲げる以外の効能または適応症が表示されている品目
- (2) 分割用法のある品目のうち、内服液剤および分割服用が容易に行い得ない丸剤

3 申請の手続き

- (1) 新規許可申請者が一括指定を受けようとする場合

ア 配置販売業許可申請書（別紙1）の「取り扱おうとする品目」欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙3の「取り扱おうとする品目表」を添付すること。

イ 一括指定品目以外に取り扱おうとする品目がある場合は、上記アの別紙3の「取り扱おうとする品目表」のほか、従前のとおり別紙4の「取り扱おうとする品目」を添付し、個々の品目名称、成分および分量、用法および用量、効能または効果、製造業者の所在地および名称の記載された書類を併せて添付すること。

- (2) 既許可業者が一括指定を受けようとする場合

ア 配置販売業取扱い品目変更（追加）申請書（別紙2）の「新たに取り扱おうとする品目」欄に「別紙のとおり」と記載し、併せて「備考」欄に「現在指定を受けている品目については、すべて廃止します。」と記載すること。

イ 一括指定品目以外に取り扱おうとする品目がある場合は、前記3、(1)、イに準ずること。

4 一括指定を受けた配置販売業者の取扱い

- (1) 取扱い品目の一括指定を受けた者が、前記各県の台帳に収載されている品目の範囲で、取扱い品目の追加または変更を行う場合は、改めて取扱い品目の追加または変更申請を行う必要がないものとする。

- (2) 取扱い品目の一括指定を受けた者が許可更新申請をする際は、許可更新申請書の備考欄に「取扱い品目は変更なし。」と記載することによって、許可更新後も一括指定を受けた者とする。

5 留意事項

一括指定を受けた配置販売業者は、各県に台帳の収載品目の追加、削除には常に留意し、台帳から削除された品目については、すみやかに回収する等取り扱うことがないように十分注意すること。

6 その他

この要領は、平成7年1月1日から施行すること。

この要領は、平成10年9月1日から施行すること。

滋賀県収入証紙貼付欄 (29,000円)

配置販売業許可申請書

営業の区域		滋賀県一円			
取り扱おうとする品目	名称	成分及び分量	用法及び用量	効能又は効果	製造業者の氏名又は名称
	別紙のとおり				
の、申請者（法人役員を含む）は、その業務を行うに当たって、	1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと				
	2) 禁錮以上の刑に処せられたこと				
	3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと				
	4) 後見開始の審判を受けていること				
備考		許可の有効期限は平成 年 1 2 月 3 1 日希望			

上記により、配置販売業の許可を申請します。

平成 年 月 日

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地] 〒

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

印

連絡先電話 (- -)

(宛先)

滋賀県知事 嘉田 由紀子

配置販売業取扱い品目 変更 申請書
追加

許可番号及び年月日						
店舗の所在地						
店舗の所在地又は営業区域	滋 賀 県 一 円					
る 品 目	新たに 取り 扱 お う と す	名 称	成分及び分量	用法及び用量	効能又は効果	製造業者の 氏名又は名称
		別紙のとおり				
備 考	現在指定を受けている品目については、すべて廃止します。					

変更
上記により、配置販売業の取扱い品目の 変更 を申請します。
追加

平成 年 月 日

住所 [法人にあつては、主
たる事務所の所在地] 〒

ふりがな
氏名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

⑩

連絡先電話 (- -)

(宛 先)

滋賀県知事 嘉田 由紀子

取り扱おうとする品目表

申請都道府県名		申請者氏名			㊟
滋 賀 県					
収載台帳 県 名	品目番号	品 目 の 名 称	製 造 者 氏 名	備 考	
<p>富山県、奈良県、滋賀県および佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳に収載された品目 ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 昭和 36 年 2 月 1 日付け厚生省告示第 16 号「配置販売品目指定基準」別表に掲げる以 外の有効成分を含有する品目および同表に掲げる以外の効能または適応症が表示されて いる品目</p> <p>(2) 分割用法のある品目のうち、内服液剤および分割服用が容易に行い得ない丸剤</p>					

